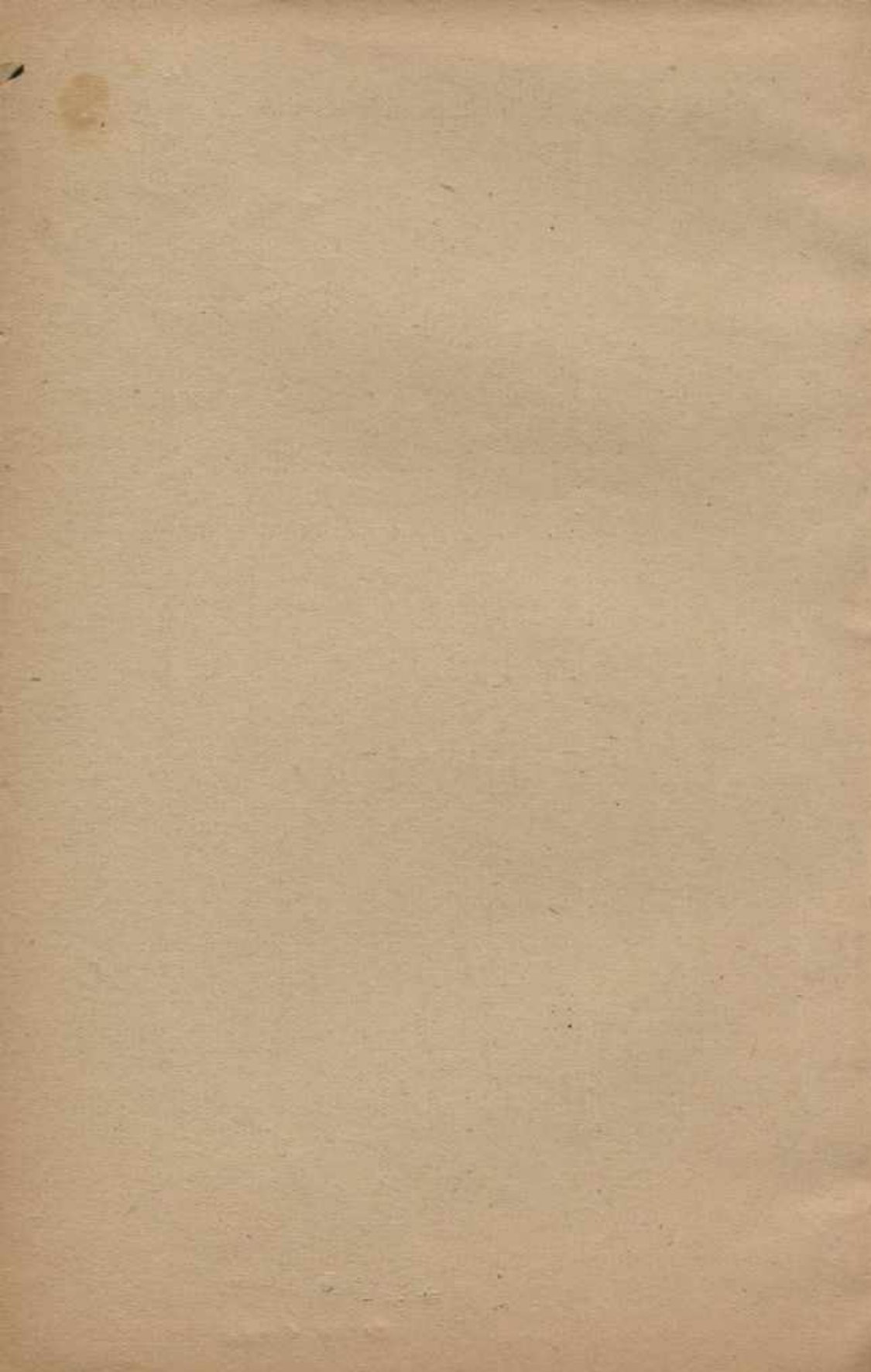


10

昭和二十六年二月

事業場の附属教育施設について

労働省婦人少年局年少労働課



目次

まえがき

第一部 事業場附屬教育施設の表態調査報告

調査目的

調査方法

調査月日

調査対象

報告のあつた学校数及び生徒数

教育施設の沿革と経営状態について

教育設備状況について

教科組織について

生徒の待遇について

取組費について

将来の計画

技能養成施設の採用の有様

学校設置、施設上の問題その他意見

第二部

調査方法

一 教育施設に対する組合の態度

むすび

ニ 組合側の意見、希望

三 生徒に対する所期配置について

四 教育施設にあつての組合の能力について

五 生徒の教育施設に対する希望

大 労働契約に年少労働者の教育問題をおりこんでいるかどうか

小学校から初級中学へ、初級中学から高等へ——と最晩の義務教育を経て、卒業を築立つとすく社会へ出ていく若き勞働者は、その五〇名を教えられる。しかも養育の傾向として、義務課程の初級中学へ進めず、何かおぼろげなもの、或いは小学校から中進を全無なくされている者も増えつつあることを統計は示している。このときにおき、尙早きに燃えつつの材が燃えぬ者や、教育によつて、まづ、資質を高めようする年少勞働者のために考えねばならぬ問題の一つに教育制度がある。

新憲法で二十六條で、すべての國民は、ひとしく、その能力に基ずる教育を受ける機会を与えられなければならない。と規定されている教育の機会均等は、果して実現されていゝであらうか。幼く年少者に充分な機会と教育の機会が提供されているかをあらうか。

二〇の〇を踏える定時制課程の高等學校が設けられ、技能養成所課程による養成、職業教育のための、補習所、或いは特別教育のために行政事務局所等、種々の施設は或る程度出来てはいゐるが、果してそれだけで年少勞働者の教育に充分であらうか。

むしろ、これらの一環教育、技術教育、特別教育、特別教育等を統合した教育施設で、しかも事業場に直接附属して設けられた教育施設があれば、最も早く年少者の愛になつことは明らかである。

そのため、現在、事業場附属の教育施設がどのような状態にあるか、又それを増長、発展させていく上になんか問題があるかを知らなければならぬ。

今回調査は調査員もつて、事業場と組合の両方によりその実態調査を行つたが、これによつて或る程度の成績が得られ、これ、希望資料として問題の解決に貢献できることと信じてゐる。

なお、この調査において、資料的に問題となる点を以下にあげて、調査結果に目を過す際の、参考としたい。

- (一) 教育施設の教育の目的が、種々にわかれ、各事業場には、全般的に技術教育が不足している点
- (二) 施設は労働者教育であるが、職業設備が不十分である点
- (三) 労働時間と教育時間割合が、年少者に適当とならぬようにしなければならぬが、八時間労働の費三

時同以上も教育を受けるところが少くない

(四) 学校卒業後の資格について、定時制高校はいいが、各種学校に考慮するべき矣

(五) 入学条件に中等学校以上の学テと規定してあるところ及び選抜試験制度が五〇名以上占めている矣
生徒であるために賃金が安いところはあまりないが、総体に賃金が低い点

(六) 調査役の回収率からみて、組合制に年少者の教育に対する積極性がみられない矣（専業主制からの回収率
約六四、四％であるに對し、組合制は一五％である）

才一 調査 事業場附属教育施設の調査報告

一 調査目的——義務教育を終えて直ちに職場に入つていく年少労働者が、何きつつ学び或いは技術を磨くために、各職場でどのような教育の施設が与えられ、又どのように利用されているか——このように事業場に所属している教育施設の状況を明らかにし、その結果を参考として、年少労働者の基本問題の一つであり、又当面の重要な課題の一つでもある年少者の教育問題を研究し、解決していくために調査したものである。

二 調査方法——全国の附属教育施設をもつ事業場に対し、夜間看護学校施設を含む一列の調査表を送付し、回答を求めた。

三 調査月日——昭和二十五年九月

四 調査対象——各種学校

計

二六

一 調査結果

一 概略のあつた学校数及び生徒数
行県別に分類した才一表によると、報告のあつた学校数は、各種学校が一五二、定時制高校が一五、計一六八校である。

二 生徒数は、各種学校が六七、三、定時制高校は四五七名であり、その合計数は二六一校に対して六四、四名である。なお附属教育施設の生徒数は二六一校は、適用事業場の生徒と三八、四一、二四年九月現在、六、〇三五名である。

三 職種別にみると、防護業が最も多く、一五、〇で五七、五名を占め、次は主として製造工業、鉱業の各職種に属し、つづつな数に属している。生徒数の統計は次の才二表のとおりである。

才一表 附属教育施設

山	福	石	富	新	祐	東	千	角	群	枋	所	福	山	秋	宮	若	青	北	府	府	府
根	井	川	山	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川
一	一	一	八		六	五		九	三	二	四	七	五		三	五		一	七	各	種
一	一	一		二		二			一		一		一				一			定	時
																				計	範
二	二	二	八	二	六	七		九	四	二	一	七	六		三	五	一	一	七	範	範
一	一	一	五		五	一		七	一	一	三	五	四		二	四		一	一	範	範
																				定	時
																				計	範
一	二	二	五	一	五	三		七	一	一	六	五	五		二	四		一	一	範	範

佐	富	高	受	高	鹿	山	玄	崎	皇	高	初	奈	兵	大	辰	池	三	榮	靜	波	長
天	崎	知	媛	川	鹿	口	島	山	飯	飯	山	島	華	飯	郡	賀	賀	知	園	草	興
二	六	三	五	九	三	六	二	一	五	五	一	二	七	四	一	五	八	一	三	八	二
						三						一		二	一	三	一		一	一	
二	六	三	五	九	三	九	二	一	五	五	一	三	七	六	一	三	八	九	一	四	九
二	五	二	三	五	一	五	二	一	五	一	二	六			九	五	三	八	二	六	一
															一		三	一		一	
二	五	二	三	五	一	五	二	一	五	一	二	六	一	九	八	四	八	二	七	一	四

該種別對照教育施設を有する事業場数

製造業

備 考	計	産 電 器	客 船	大 分	能 本	長 崎
	二二六	二		三	二	二
	三五	一				
	二六一	三		三	二	二
	一五二			三		一
	一六					
	一六八			三		一

六

計
造
業

化学工業業

輸送用機械器具製造業

冷一次金産製造業

機械製造業

電気機械器具製造業

食料品製造業

皮革及び皮革製品製造業

部門機械化学用機械計測器

諸機械光学機械及び時計製造業

木材及木製品製造業

二〇二
一五〇
一

一 二 二 二 六 六 八 九 二

家具及び器具製造業

紙及び類似製品製造業

印刷出版業、製本及び類似工業

ガラス及び土石製品製造業

鉱業

一 鉱業

サービス業

専門的サービス業（西條税務所又は研究所）

対個人サービス業（理髪業）

運輸通信役その他の公益事業

（運輸業）

公務

（公務員（正・常勤職員等））

不明（事業場名で判明しないもの）

計

一

一

一

一

二

二

四

三

一

三

三

二

二

二九

二六一

表二 生徒数

性別	学校別	各種学校		計	%
		普通学校	特別学校		
男子		五、〇六六	一、五四〇	六、六〇六	一四、六
女子		三、七一九	一、四四八	五、二四八	八五、四
計		八、八六五	二、九八八	一、一八五三	一〇〇、〇

この表によると、男子と女子の間に相当の差があり、女子の人数三八、六四二名は、全体の四五、二四八名の八五、四%にあたり、男子の約五八%と比べている。全国で、男子と女子の年少労働

者がほぼ同じくらい働いているのに対し、このように差があるのは、防護工場に教育施設が割合に多いためであらう。しかし、定時制高校では女子の方が男子より割合少ない。

これは報告されたものだけであるが、全教育施設二六一校の推定生徒数を推計すると七、二六一人なる。(一)六八校は二六一校の四四%であるから見て、職業場附属の教育施設を利用している年少労働者は、約七百人と推計されるのである。この七、二六一人を現在の年少労働者推計数一四九、四九五五人(一)二三年十二月現在)に比較すると、わずかに四七%にしかすぎない。

(二) 一校平均の生徒数は約二六〇人であり、最高一六六七人の生徒を有する学校もあった。教育施設の沿革と経営状態について

開校されたのはいつ頃か

現在の附属教育施設は、従来の青年学校の利用が多く、そのため青年学校そのものは古くから存在していたものでも、新しく学校の需要が起つて発足したものは戦後が多いのである。

表三によると、各種学校も定時制高校も、昭和二十三年中に開校されたものが最も多く、五八、六%、六二、四%と半分以上を占めている。これは、終戦直後、企業そのものの経営のたてなおしに力を注いで、附属教育施設の方に手をうつる余裕がなく、漸く二十三年頃から教育施設の増設に着手しているようにみえるのであろう。

ともかく、終戦後開校されたものは、全体の八八、七%を占め、それ以前の開校されたものは、わずか一一、三

である。

才三表 開校時期別表

開校 年次別	学 校 別	各 種 学 校				計	
		(数)	(%)	(数)	(%)	(数)	(%)
昭和二十一年以前		一八	一一・八	一	六・三	一九	一一・三
昭和二十一年中		四	二・六	一	六・三	五	
昭和二十二年中		八	五・二	一	六・三	九	
昭和二十三年中		八九	五八・六	一〇	六二・四	九九	八八・七
昭和二十四年中		二〇	一三・二	三	一八・七	二三	
昭和二十五年中		一二	七・九			一二	
下 明		一	〇・七			一	
計		一九二	一〇〇・〇	一六	一〇〇・〇	二〇八	一〇〇・〇

最も古いのは明治三十四年六月に開校されたもので、現在も開校当時の内容をほぼ充実にさせて、立派に発展してしまつてゐるものもある。

教育の目的について

開校教育制度の中には、教育の目的の異なるものが数々にわけられる。普通教育だけのもの、技術教育のもの、家庭教育だけのもの、並びに、これらのうちいくつかを合わせて目的としているもの等いろいろある。開校の教育の目的の異なる点によると、各種学校は、普通と家庭と洋裁の三つを目的としているものが二、六三校を占めてゐる。定時制高校は、技術と普通との二つを目的としているものが三七五校を占めてゐる。普通学校は女子が多いため、目的も違つてゐる。この男女によつて教育の目的が異つてゐるが、一般の教育制度に於いても終戦前はさうであつたが、終戦後は殆ど違はない。それが、事業上に附屬してゐる

表四 教育の目的別表

種別	学校別	各種学校		定時制高校		計	
		数	%	数	(%)	数	%
普通ト家庭ト洋裁		四〇	二六・三	二	一二・三	四二	二五・〇
普通教育ノミ		三五	二二・〇	五	三一・三	四〇	二三・七
技術教育ノミ		一八	一一・八	一	六・三	一九	一一・三
技術ト普通		一六	一〇・五	六	三七・五	二二	一三・一
技術ト普通ト家庭ト洋裁教育		一三	八・六	一	六・二	一四	八・三
家庭ト洋裁		九	五・九			九	五・四
家庭科ノミ		八	五・三			八	四・八
普通ト家庭科教育		八	五・三			八	四・八
普通ト洋裁		二	一・三			二	一・二
洋裁科教育ノミ		二	一・三			二	一・二
その他		一	〇・七	一	六・三	二	一・二
計		一五二	一〇〇・〇	一六	一〇〇・〇	一六八	一〇〇・〇

る学校には、教育の目的の違が相当にみられるのは何故であらうか。女子の多い各種学校では、家庭科教育と洋裁も重要ではあらうが、それのみを目的とする学校は、相当考慮の余地があると見られる。普通教育、技術教育を目的に入れている学校が、全般的にみて制に多いのは長い傾向であるが、この二つは年少者を明日のよりよき職業人として育てるために必要で教育目的である。女子の年少者に比べても必要なことであらう。又普通教育のみを目的としているところが、各種学校二三・〇%、定時制高校三一・三%を占め、所方とも二世である。この普通教育だけを主とすることによつても、年少学童の教育を豊かにし、その素養を伸ば

させ、ひいてはそれが勞作の成果にもよい影響をもたらしうすることとなる。しかし、必要れば、一般的基礎教育と並行して、勞作者として成長するための技術教育より、勞作教育も行われることが望ましいと思ふ。才二部の方で、組合制の発見が主とめられてゐるが、その中にも、普通教育を基とし、なほ、社会人としての教育、實際に對して技術教育、或いは勞作教育を附随させて教育するよう望望している。

定時制高等學校で技術教育のみを目的としてゐるところが、一ヶ所あるが、定時制高校の規定上、課目の中には普通教育の課目をも含んでゐる筈であるから、純粹に技術教育のみではないと思われる。

事業所から最寄りの高等學校までの距離

距離別	学位別	各種學校	定時制學校	計	%
一K未満		四〇	八	四八	二・八六
一K以上		四一	一	四二	
二		二〇	一	三一	五・二九
三		一三	三	一六	
四		一四	一	一五	
五		二		二	
六		三		三	一・二五
七		一		一	
八		二		二	
九					三・〇
一〇		三		三	
不 明		三	二	五	三・〇
計		一五二	一六	一六八	一〇〇・〇

才五表 事業所から最寄りの高等學校までの距離
事業場から、他の高等學校までの距離を、才五表によつて調べてみると、割合近距離に高等學校がある、一K未満のものが二・八六%もあり、四K未満、即ち一里に満たないところが二・九%もある。

しかし、八K以上即ち二里以上の距離があるものも三・〇%あり、その中には二〇Kとその最高五里のものもある。このように教育施設に恵まれぬ地方にある事業場では、どうしても事業場内に學校を設け、教育を受ける便宜を与えてやらねばならない。

4. 経済の主体と賦税の有無について

才八表は、学校の経営主体を法人であるか、或いはその地のものであるか分類し、賦税との関係を明らかにしたものである。

才八表 経営主体と賦税の有無
各種学校

種類 主体別	法人	事業主	会社	工 場	その他	計		%
						減税あり	減税なし	
定時制高校	九	七	一〇	一一	八	二	三	九、二
計	九	七	一〇	一一	八	二	三	九、二
%	五六、三	三七、二	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇

表に示されている通り、定時制高校の賦税の状況は、もつと減税されるべきであらう。

5. 学校施設維持費の負担は誰か

学校の維持費は主として事業主の負担であつて、一〇〇%事業主が支出しているところが大體である。

経営主体が法人であると、法人税法の第五條一号によつて学校は減税されることになつてゐる。しかし、この表では法人であつても減税のないと回答したところが、各種学校に四、定時制高校に五あるが、これは私立学校法第六十四條の私立各種学校の法人の認可を申請中または認可の下でないものか、或いは正式に法人として認められていないものであるかうと推測される。

減税されているところは、各種学校が二五、〇%、定時制高校が五六、三%であつて、各種学校の方ばかり

わすか教改で前付成いは生徒の負担によるところがあるが、それも五〇%以上は事業主が負担している。これは事業場附属学校施設が、事業場の一部を利用してゐる割合がよいので自然事業主負担となつてゐるのである。

(三) 設備整備状況について

校舎の広さと位置

校舎の面積は、各種学校は定時制高校に比較して狭いようである。六七表をみると、各種学校は一〇〇坪から二〇〇坪までのものが三五%で最も多いが、定時制高校は一〇〇坪以上が二五%で最も高率である。一〇〇坪未満の中には二〇坪しかないところもあり、恐らく教室一つぐらいの大きさやかなものである。又又対に三四〇坪の広い校舎のところもあった。

校舎の位置は、事業場の中にあるものが圧倒的に多い。各種学校は九五%、定時制高校も七五%が敷地内である。敷地外にあるものも、すべて事業場から一キロ未満であり、一つだけ二キロという例外があつたばかりである。

六七表 校舎面積と校舎の位置

校舎 面積別 面積別	事業場敷地内	事業場敷地外	計		定		高	
			校	校	時	制	校	校
一〇〇坪未満	二七	一	二八	一八四	一		一	六二五
一〇〇坪以上	五二	二	五四	三五六	二		二	一一五
二〇〇坪	一九		一九	一一五	三		三	一八七五
三〇〇坪	二〇	三	二三	一五一	一	二	三	一八七五
四〇〇坪	七		七	四六				
五〇〇坪	九	一	一〇	六六	二	一	三	一八七五
一、〇〇〇坪	五		五	三三	三	一	四	二五〇

2 学級数

学級数は、概ね一学級のところから、最高二七学級まで非断に多くの学級数のものまでいろいろである。オハ表によると、四学級以下のところと、お学級以上のものがそれ／＼四五二%と五二、九%で大体半々であるが、一校平均二六の名の生徒数に対して、学級数は多くに令れている。これは一般の学校よりも技術教育が多く、技術専門によつて学級数が多く令れるためであらう。

不 の 他	計	%
四	二	四五、三
二	七	四七
二	一五二	一〇〇、〇
二、六	一、一三	一〇〇、〇
	一、一二	七五、〇
	四	二五、〇
	一六	一〇〇、〇
	一〇〇、〇	

オハ表 学級数

3. 講堂

講堂は、オハ表の左欄によると、ないところが二八（一六、六%）あるが、大抵講堂をもっている。

講堂の広さも五〇坪以上のものが多く、一〇〇坪以上の大講堂をもっているところもある。最低一五坪しかない講堂もあるが、五〇坪から一〇〇坪までのものが

学級数別	学級数	定員別	計	%
一学級	三	一六	二	一八
二学級	一九	二	二一	四五、二
三学級	三一	三	三三	
四学級	二〇	三	二二	
五学級	二〇	一	二一	
六学級	九	一	一〇	
七学級	九		九	五二、九
八学級	三		三	
九学級	一		一	
一〇学級	一		一	
一一以上	一		一	

不 願	計	三	一六八	一〇〇.〇
	一五二	一六	一六八	一〇〇.〇

三八.七%で最も多い。

才九表 講堂

講堂面積 ㎡	各級学校	定時制高校	計	%
講堂なし	二五五	三	二八	一六.六
五〇坪未満	二三	六	二九	一七.三
五〇坪以上	六五	四	六九	三八.七
一〇〇㎡	一一		二五	一四.九
一五〇㎡	一六	三	一九	一一.三
不 願	二		二	一一
計	一五二	一六	一六八	一〇〇.〇

才十表 運動場

運動場面積 ㎡	各級学校	定時制高校	計	%
運動場なし	一一		一一	七.一
五〇〇坪未満	四八	二	五〇	二九.七
五〇〇坪以上	三二	三	三五	二〇.八
一〇〇〇㎡	五一	一〇	六一	三六.三
五〇〇〇㎡	五		五	三.〇
一〇,〇〇〇㎡	一	一	二	一一

4. 運動場

才十表の運動場の有無をしらべてみると、運動場のないところが七一%ある。運動場は、講堂と違って、年少時竹藪の体育と健全なスポーツのために、定時制でであり、特に好むと教育の両方のために、身体の健全な発達をそこなわれがちな年少者にとつて運動場は必ず備えつけたいものである。

しかし、最もないのは二三.七一五坪という広さで、一〇〇〇坪以上のないものが約四〇%を占めていることは好ましい状況である。

不 明	計
三	一五二
三	一六
一六八	一〇〇、〇
一九	

五 図書館について

イ 図書館の備付部数

図書館も運動施設と同じく年少者用者にとつて必要なものであり、又年少者の希望するものでもある。又十一歳までみると、図書館の備付けの金額は二一ヶ所へ一、五〇一もある。しかも、備付けであるという中にも、一〇〇冊未満のところは四二ヶ所、一〇〇冊から五〇〇冊未満のところは三六、三ヶ所を占めているのである。であるから図書館設備があつても、図書館が五〇〇冊未満しかないと、これが五三％となり、図書館の備付部数を示している。極端なのは最低の十二冊というのがあり、これでは図書館設備があるといつても殆んど年少者の利用には役立たないであらう。

図書館 備付部数別	学校 校別	各 校 学 校	定 時 制 高 校	計	%
図書館なし		二一		二一	一三、五
一〇〇冊未満		七		七	四、二
一〇〇冊以上		五	五	六一	三六、三
五〇〇冊		三六	四	四〇	二四、八
一〇〇〇冊		一九	六	二五	一四、九
学校外に備付あり		一一	一	一二	七、一
不明		二		二	一、二
計		一五二	一六	一六八	一〇〇、〇

五三%

中には、定時制高校で、五〇〇〇冊も備付けているところもある。次に圖書の利用状況をしらべてみよう。

圖書設備をもつてゐる一三三ヶ所の利用状況を分類するとオ十二表となる。

全数貸出しといふところが一ヶ所あるが、全体の五・一％は、一ヶ月に一〇〇冊から五〇〇冊未満の貸出しを行つてゐる。一ヶ月のべ抄を一日平均にすると、約三冊から十七冊ぐらいの圖書が毎日貸出されることとなるが、あまりよい利用状況とはいえない。もつと年少者が充分貸出し利用の出来るように、備付け圖書の内容等等に注意しなければならぬと思ふ。

オ十二表 圖書貸出し部数

貸出し 図書部数	学校別		計	%
	各 種 学 校	定 時 制 高 校		
貸出しなし	一		一	〇・八
一〇〇冊未満	五〇	七	五七	二七・八
一〇〇冊以上	六四	四	六八	五一一
五〇〇	三三	四	三七	二〇・三
計	一一八	一五	一三三	一〇〇・〇

ハ、貸出し圖書の種類別貸出

年少者利用者の読書傾向及び、今後圖書設備を新たに設ける場合の参考にもなると思ひ、オ十三表に、貸出し圖書の種類別貸出をまとめてみた。

大抵、文芸ものや小説等が最も多く貸出されてゐるが、経済書や技術専門書等の貸出し数が一位のところが多い。

読書の傾向として、社会一般に好ましくない読書傾向にあるが、向学心の旺盛な年少者利用者に良い読書傾向をしなければならぬ。その意味でも、良い圖書を豊富に揃えて学課の中で良い指導と共に良い本と読ませる習慣を養わねばならぬと思ふ。

詳報の貸出し、原書、各学課年少者にとつて重かしいものの貸出しの多いところも二、三あり、年少者利用者の知識慾を促している。

才十三段 貸出し図書の種類別段位
各書字版

段位別	圖書別	文藝	小説	社会書	地理	社会	月刊雑誌	政治経済	科学	歴史	洋書	宗教	原書	数学	物理	化学	工業	計
一	位	四八	四〇	七	五	三	三	三	二	一	一	一	一	一	一	一	一	二五
二	位	三三	一〇	五	一〇	一三	八	七	一	一	一	二	一	一	一	一	一	一〇八
三	位	一七	五	二	一	七	六	三	三	三	一	一〇	一	五	二	一	一	七二
四	位	一		一	三	一	一	一	三	六	一	三		三	一	一	一	三二
五	位			一	三	一	一	二	一	三	一	三		二				一五
六	位					一		一										三
七	位	八九	五五	一六	三六	二八	一九	一八	一三	一九	三二	四	二	四	四	一	一	三四九
計																		二

定時制高校

段位別	圖書別	文藝	小説	社会書	地理	社会	月刊雑誌	政治経済	科学	歴史	洋書	宗教	原書	数学	物理	化学	工業	計
一	位	八	二	二	三													一五
二	位	三	一	四	六	一												一四
三	位							一										一三
四	位			一	二													五
五	位																	一
六	位			一														一
計		一三	三	一〇	一一	一		一	一	一	一	二	一	二	二	三	三	四一

三 図書利用者の学年別段

図書を利用する者が大休どの学年に多いか、才十四表により学年別の利用段位をみると、高学年よりむ

る低学年の者が、よく本を借り出してゐるようである。

第十四表 図書館利用者の学年別順位

各都学校

学年別 順位	学年別					研究科	計
	一 位	二 位	三 位	四 位	五 位		
本 科	二七	一八	二三	六	七	一六	九八
二 年		三八	一七	二〇	六	一六	九八
三 年		一一	一七	二〇	六	一六	九八
四 年		三	一	七	七	一六	九八
五 年		五	一	七	七	一六	九八
研 究 科							
計	六五	七五	五七	四五	二二	四八	三一

定評制高校

学年別 順位	学年別					研究科	計
	一 位	二 位	三 位	四 位	五 位		
本 科	三	四	三	一	一	一	一二
二 年		一	三	一	一	一	一二
三 年		一	三	一	一	一	一二
四 年		一	三	一	一	一	一二
五 年		一	三	一	一	一	一二
研 究 科							
計	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一

(四)

教科館蔵について

授業の教科課目の内容

才十五表の教科課目表により、授業の教科課目は主にとんちものが多いかわがると思う。即ち、社会科が

才十七歳 一週の授業日数

手芸	音楽	応用数学	衛生	造船	工場管理	経済	その他	計
一三	一三	一〇	一〇	六	五	五	四二	一三三三
一	三				一	一	九	七九
一四	一六	一〇	一〇	六	六	六	五一	一三一四
八三	九五	六〇	六〇	三六	三六	三六	三〇三	

定時制高校	定時制高校	計	%
一日制	三	三	一九
二日制	二	二	一二
三日制	一	一	六五
四日制	三	一四	八三
五日制	二	四〇	二三七
六日制	一	九八	五八四
計	一六	一六八	一〇〇〇

教育時間が五時間以上のところが、九九%約一〇%で、そののに対して、定時制高校は二五%がそうである。

定時制高校のすは、資格のために授業時間が一定以上に定められているため、三日制以下のところはない。
 (3) 一日の学習時間と教育時間
 年少時教育の教育で最も重要な問題点は二の時間の組み方である。

一日一ぱい竹いて、なお教育を充分に受けぬために、ややとすると年少者の健康には無理な時間の組み方がされると、年少者の教育の成果もあがらず、しかも仕事の効率も悪くはつてしまうであらう。

才十七歳で現任どのような時間の組み方をしているか調べてみよう。

一日の学習時間は基準法の八時間の概一ぱいのところが多く七〇%で、教育時間の方は二時間から三時間までのところが約五四%である。そしてこの数によつても、学習時間八時間で、授業が二時間から三時間のところが七〇%前後あり、それが最も標準ということができる。定時制高校も同様の傾向であるが各都道府県の方は、一日中仕事を全然しない。

定勝州志

[illegible]

卷之四

二時同業							四	二五〇
三時留以上								
四時留								
五時留							二	一二五
六時留							一	六三五
七時留							八	五〇〇
八時留							一	六二五
不 明							一	一〇〇〇
計	二	四	一	四	一	一	一	六二五
%	一一五	二五〇	一二五	二五〇	六二五	一二五	六二五	一〇〇〇

第十八章 一 選別の要法 時間と教育時間

名德學模

[illegible]

定時制高校

一〇時前以上						二	一三
二〇						三	二〇
三〇	七一					四	二六
四〇	二	一四				二一	一三八
四八	六三	一				二六	二二
五〇	八〇	二				二五	二二
五九	七	三				二〇	二〇
計	五九	六	九	五		二〇〇	二〇〇

就労せず						四	二五〇
一〇時前未満							
一〇時前以上						二	一二五
二〇						二	一二五
三〇	一					二	一二五
四〇	四					七	四三八
四八	二	一					
五〇	五	四				一六	一〇〇
五九	三	四				一〇〇	一〇〇
計	一八七	二二	二二			二五〇	二五〇

(4) 一日の授業を授ける時刻
 オ丁表は、一日の授業時刻別で、終業後に授業すると二が約四〇％で最も多く、次いで交番制を採用しているところが、教習も午前と午後の交番制を行つて居り約三六％ある。

月は一週或いは二週行っている。

(16) 学年の長さ

初二十一表で、学年の長さをみると、各種学校は二年間が最も多く採用され、定時制高校は四年間制が多い。中には、七年間のところもあり、或いは三ヶ月というところもあり、各種学校の中にはいろいろあるが、定時制高校は大体三年以上、五年、六年ぐらいである。これは全日制の高等学校が三年間であるが、一日の教育時間の違いで定時制高校では当然すぎることである。

専攻科、或いは研究科のあるところは約三三%である。

初二十一表 学年の長さ

区 分	学校制		各種学校	定時制高校	計	%
	一 年 制	二 年 制				
一 年 制	一	二	一	一	一	〇・六
二 年 制	一	三	一	二	二	一・五
三 年 制	一	五	一	五	二	一・九
四 年 制	一	三	一	四	三	三・五
五 年 制	一	一	一	一	二	二・五
六 年 制	一	一	一	一	二	二・五
七 年 制	一	一	一	一	二	二・五
計	一	一	一	一	一	一〇〇・〇
専攻科 あり	九	一	一	一	一	六・二
専攻科 なし	五	一	一	一	一	三・八

(17) 学期の区分

初二十二表の学期区分は一般の学校、同様な学期制が約八三%で最も普通である。

事業場の事業計画の開始で四年間制のところも二ヶ所あつた。

(18) 学校終了の証明方法

初二十三表で学校終了の証明方法をみると、定時制高校は全部高等学校の卒業證書を与えられ、各種学校の方は、その学園の卒業証

第二十二表 早期の区分別

計	一五二	一六	一六八	一〇〇〇
二期 期別	一九	七	二六	一五五
三期 期別	一三一	八	一三九	八三七
四期 期別	一	一	二	一・二
不期 期別	一		一	〇・六
計	一五二	一六	一六八	一〇〇〇

第二十三表 早期の区分別

計	一六六	一〇〇〇	一六	一〇〇〇
高等学級卒業証書 その他卒業証書	七	四三	一六	一〇〇〇
短期卒業証書	五四	三二六		
修了証書	二八	一六四		
卒業証書	二	一・三		
卒業証書	一	〇・七		
その他	七四	四四七		
計	一六六	一〇〇〇	一六	一〇〇〇

高は、高等学級としてのも
給を証明するものではなく
又は同と並置の資格証明書
をも含む。

(9) 入学条件

カ二十四表の (1) 最低
年令をみると、基準法の
最低年令とつていけるとこ
ろが約大七で最も多い。
最高年令は二〇を未満の最
も多い。

制限のないところは、最
低年令が一・三名に対し、
最高年令の制限のないとこ
ろは、約四〇名あり、年令
制限はあまりないといえる。
学入は約七〇名が中学校
年以上を条件としているが、
制限のないところも約四八
小学校卒のところも小学校
同等学力以上の一九・六名
をわけて約二四五ある。

ここに問題となるのは、大三制で、新制中学が義務制になつたとはいふ、その恩恵にも答せず中途退校は長期欠席として扱はれてしまつた年少者のことである。その懸まれない年少者に対し、教育機会を与ふるためにも、早くから中学校以上とする事は、考慮されねばならないと思う。

第二十四段 入学条件

(イ) 最低年令

年令別	学校別		計	%
	各種学校	義務制学校		
一四才	四	一	五	三・〇
一五才	一〇	一	一一	六・六
一六才	二二	二	二四	一四・三
一七才	四	一	五	三・〇
一八才	一	一	二	〇・六
一九才	一	一	二	〇・六
二〇才	一	一	二	〇・六
制限なし	一八	一	一九	一一・三
不明	一	一	二	〇・六
計	一五二	一八	一六八	一〇〇・〇

延期を条件とするの割合、四成をみると、条件とするところの割合は六成で、条件としないところも二成を占める。

(ロ) 最高年令

年令別	学校別		計	%
	各種学校	義務制学校		
二〇才未満	二二	三	二五	二〇・九
二五才	二五	四	二九	一八・四
三〇才	一八	一	一九	一〇・七
四〇才	一二	一	一三	七・七
四〇才以上	二	一	三	一・二
制限なし	五八	八	六六	三九・三
不明	三	一	四	二・九
計	一五二	一八	一六八	一〇〇・〇

学 校 別	各種学校	定時制高校	計	%
小学校 教 手 中学校 教 手 小学校用 専 力 中学校用 専 力 以上 中学校用 専 力 以上 制 限 有 し 不 用	七 一〇三 三二	一四 一	七 一一七 三三	四一 六九七 一九六
計	一五二	一六	一六八	一〇〇・〇

(一) 工業施設利用を条件とするか否か

種 別	各種学校	定時制高校	計	%
工業施設利用を条件とする 条件としない 不 用	一一一 二九 二	七 八 一	一一八 三七 三	七六二 二二〇 一・九
計	一五二	一六	一六八	一〇〇・〇

109 送 成 方 法

生徒の送抜方法はオニナ
五表により、試験制度が約
半数採用されていることか
わかる。

学校で職業とする際、生徒
の程度があまり違つていて
は教えにくいことも事実で
あるが、入学条件に学力を
制限するうえに試験制度に
より入学を制限することは、
出来なくとも勉強したいも
のにはつては、財源教育施
設があつても利用出来ない
ことになり、差越の余地が
あると思う。
定時制高校の試験制度は
止むを得ないことであらう。

方 法 別	序 按 別	各 應 申 收	定 時 制 裁 收	計	%
試 驗	有 日	七 大	一 大	九 二	五 四 七
希 望 者 照 試 驗		四 五		四 五	二 六 八
帳 政 訓 令	七			七	四 一
社 員 全 部	五			五	三 〇
入 社 訓 驗 何 日	三			三	下 九
隱 匿					
試 驗 七 帳 政 訓 令	二			二	一 二
不 明	一 四			一 四	八 三
計	一 五 三	一 大	一 大 八	一 〇 〇	

三〇〇〇圓のところが二五ヶ所で最も多い

定時閉齋等生も大體同じ煩悩である。

中には、一五〇の円未満のところもあり、学費の足りないところはまだ多いが、その中からまだ幾らかの学費を世帯とするとところも一〇ヶ所ある。一般に年少努力者の集金は低いといつても二、〇〇〇に満たない月給では學の志が燃つても断固努力や何いでも少しでも多くの給料を得るよう努力することもあり、焉處しなればならないこととある。長島月額は、学費を必要とする力は七、五〇〇円、学費不登の方では約五、八〇〇円であった。

吾の生来でない快楽感との月俸の差があるかどうか、同年輩の快楽感との比較を調べたところ、殆んど差は無いとの回答であつた。

幾ヶ所において野生虎との間に差があるが、一例をあげると、生気か三〇大八四に対し、貴重品は三七八七四

(五) 生徒の待遇について

生徒の基本月給

生徒の基本月給を第二十六表により学政の年々増削に示らべてみると、次のとおりである。

各理学校では、卒業の
いるところでは、まゝの
円（）。町の○○円の月給
を支給しているところか
九ヶヶ所では最も多く、学
費の低いところでは

歟いは生徒ニ四九四円に対し従業員ニ七八五円とわすりの差のところがある。しかし中には、生徒ニ九一〇円に対し従業員は五〇〇の円、生徒が一七〇の円に対し従業員三〇〇の円と差額が一〇〇の円を超える所も三、三ヶ所あった。

第二十六表 生徒の基本

計	日給 食料の要					金種別	要 不要	計
	一、五〇〇四未満	一、五〇〇以上 二、〇〇〇以下	二、〇〇〇以上 三、〇〇〇以下	三、〇〇〇以上 四、〇〇〇以下	四、〇〇〇以上 五、〇〇〇以下			
二〇			一	一			不要	一
六二			一	三	二		要	年
一七			一	一	三		不要	二
五六			二	三	四	二	要	年
一三			八	二	一	二	不要	三
四九			五	三	四	三	要	年
一			一	一	六	一	不要	四
三三			一	三	二	六	要	年
八			一	一	五		不要	五
一七			二	二	七	五	要	年
文九			二	三	二	五	不要	
二七			一	四	九	七	要	計
二八六			一	一	四	一		計

通学生

一三〇〇

四九〇

一三〇

一七一〇

これに対し学費一切不費のところは、七一ヶ所である。

中二十七表 同給から学費を喰いた差額
各種学校

学費	一斗	二斗	三斗	四斗	五斗	計
一〇〇〇円未満	四	四	四	二	一	一五
一〇〇〇円以上	三〇	一五	八	三	一	五九
三〇〇〇円	二	二	二	一	一	七
三〇〇〇円	四	七	三	一	一	一〇
四〇〇〇円	一	一	一	一	一	五
五〇〇〇円	一	一	一	一	一	五
計	四九	三三	一七	二一	二一	一三七

定時制学校

学費	一斗	二斗	三斗	四斗	五斗	計
一〇〇〇円未満	四	四	四	二	一	一五
一〇〇〇円以上	三〇	一五	八	三	一	五九
三〇〇〇円	二	二	二	一	一	七
三〇〇〇円	四	七	三	一	一	一〇
四〇〇〇円	一	一	一	一	一	五
五〇〇〇円	一	一	一	一	一	五
計	四九	三三	一七	二一	二一	一三七

四

生徒の半費後の義務と普通

中二十八表の田で半費後の義務をみると、半費後、取られるところはわずかに二%にしかすぎない。

又特別恩典と云えられ、月給が上ったり昇給等がよかつたりするところがあるが、初によりしらべてみると特別待遇のめるところは一七三名で約八二名のと

ころはその待遇をしないようである。

山口県のある各種学校では、手廻生中、成績優秀者は、社規によつて、高校卒業、大学にまで進学させるといふ恩恵が与えられている。

ヤ二十八表

由 生徒の卒業後の義務

義務の有無	学校別	各種学校	定時制高校	計	%
義務なし		一四八	一六	一六四	九七・六
義務あり		二	一	二	一・二
不明		二		二	一・二
計		一五二	一六	一六八	一〇〇・〇

(四) 生徒卒業後の待遇

待遇の有無	学校別	各種学校	定時制高校	計	%
特別待遇なし		一二二	一四	一三七	八一・五
あり		二七	二	二九	一七・三
不明		二		二	一・二
計		一五二	一六	一六八	一〇〇・〇

ていない。まづ〇の用から一〇〇〇の用未満のところが約五三%で半数を占めている。

教職員報酬の少いところの例をあげると、一週間の担当時間五時間に対して、月収五〇〇〇のところがある。
又、担当時間の最高の創をあげると、その学校の先生の平均担当時間は四〇・五時間(一週)最高六時間(一週)である。

(次) 教職員について

(1) 教職員数

ヤ二十九表で教職員の数をみると五人から一〇人のところが約三一%である。生徒が一枚平均二六〇人であるから、少くとも一〇人以上は必要であろう。多いところでは一枚五〇人も職員がいるところもあつた。

(2)

教職員の報酬と担当時間

教職員の担当時間に対して報酬はどの位か、ヤ三〇の表をみると、担当時間は二時間未満のところから一週二〇時間以上のところまで種々あるのに対し、報酬は時間にあまり関係し

(内)

通)の先生もある。これは一人の先生が一日三文賃のところ、フルに時間を活用して三四授業を担当しているところがあるが、ちなみに月収平均は約一、五〇〇円である。

第二十九表 教職員数

人数	学校種別	各種学校	定時制高校	計	%
五人	未満	三	一	三	一・八
五人	一〇人未満	五一	二	五二	二〇・九
一五人	未満	四四	二	四六	二七・四
二〇人		二九	二	三一	一八・五
二五人		一一	一	一二	一〇・一
三〇人		九	二	一一	六・五
三〇人以上		五	三	八	四・八
計		一五二	一六	一六八	一〇〇・〇

の報酬は三十一校によると、一〇〇〇円から三、〇〇〇円のところが多く、教職員、職員ともに割合安い報酬である。

(七) 将来の計画

市三十三校の将来の計画をみると、拡張を計画しているもの及び拡張の希望をもっているところが、五〇名で半数を占めている。また教員施設として充分満足する程のものに備えていないところと、事業場の拡張にともなう拡張計画を小やすところが多いところがあるが、拡張すること口望ましいことである。

第三〇夜

東京氏の報酬と受弁時利息（一週の利息）

二天

昌建學校

[illegible][illegible]

報酬額別	学校別		各種学校	定時制高校	計	%
	五〇〇円未満	五〇〇円以上				
一〇〇〇円	一	三	一	一	二	九八
二〇〇〇円	一	二	一	一	二	二四八
三〇〇〇円	一	一	一	一	三	三三八
四〇〇〇円	一	一	一	一	四	一五〇
五〇〇〇円	一	一	一	一	四	八三
六〇〇〇円	一	一	一	一	四	三〇
七〇〇〇円	一	一	一	一	四	三〇
八〇〇〇円	一	一	一	一	四	三〇
九〇〇〇円	一	一	一	一	四	三〇
一〇〇〇〇円	一	一	一	一	四	三〇
計	一	二	一	一	三	一〇〇〇

(八)

技能養成制度の採用の有無

才三三表で技能養成制度採用の有無をみると、採用しているところは一三、五％である。普通法上の技能養成制度採用については、高専その他の生徒数に占めて割合は点が多いからなるべく採用されるよう望むのである。

第三十二表 将来の計画

種別	各種学校	定時制高校	計	%
現在維持 拡張する 不 明	七四 七四 四 一〇 二	四 八 八	七八 八二 六	四六四 五〇〇 三六
計	一五二	一六	一六八	一〇〇〇

(九) 学校運営上、財政上の問題その他懸念

次に参考として、学校運営上、財政上の問題、その他の懸念を次にまとめる。種々の参考にしたいて思う、この中、この当局に望むこと、及びこの学校経営に参画する者として、会社に望むこと、我々は今の努力組合に望むこと等は、今後の事業場新設教育施設の助長、発展の上にも参考となる点があるが、これらを各々検討してよい事は、是非とり入れたいと思う。

第三十三表 技能養成施設制度の採用の希望

合算	各種学校	定時制高校	計	%
採用しない 採用しない 不明	二〇 一三九 三	一 一五 八	二一 一四四 三	一二五 八五六 一九
計	一五二	一六	一六八	一〇〇〇

参 考

(九) 学校運営、財政上の問題その他懸念
当局に望む

(一) 当局 (教育委員会等)

国庫に財政的援助を望むもの

その他積極的参画を望むもの

設備充實の援助をほしい

教育施設を團體にしてほしい

公立学校の職員や生徒と同等の待遇がほしい

(例、東洋船舶引揚、口遊試験をうける資格等)

減税をしてほしい

財政の基礎が会社でなく、他の確固たるものにしてほしい

定額制にしてほしいが、^{そのための}の奨励と利便を望む

私立学校法案の中には特例と援助を定めてほしい

適當の教科書を文藝に配給してほしい(社会口語等)

教職員を公立私立の交流によつて優秀な教職員をまわしてほしい

生徒に卒業後口家から特典を与えてほしい

教育するに当り労働基準法が野放し

このように施設を全口的に拡充するよう希望す

生徒に好愛機、健康保険の適用を拡充してほしい

各種学校から定期刊行に転ずる奨励金課目を単位に計上してほしい

会社に望む

生徒の労働時間と通学教育時間との割合を検討してほしい

会社で教育費の予算を多くしてほしい

各種学校と定期刊行の二つを定めてほしい

教師が社員のみで教育費負担を減らすから専任がほしい

生徒に望む

教育費に何卒お金のないが積極的に入社希望してほしい

出席率^{けいそつりつ}がもつと出席してほしい

向は心があつても世間の能事程々のわるい

もう少し積極的に援助してほしい

学校として考慮しないこと
独立採算にして円満徴収しない

女子教育特に家庭婦人としての教育の必要性を痛感している

実習設備の充実に努力した

適当なレクリエーションをとり入れたい

教職員の質の向上につとめている。

通則的全國入學にすべきか考慮中

板橋部有也

入部君の教育水準がまじくで教育技術がまじくゆいゆいから一定させたい

生徒の振業料のみで資金難である

生徒の実習加工品の展示のみで資金調

生徒の人員少く、法人に過ぎず、恒盤補

是時軌にいたくとも女子はのりて定数事なく不可能

自派会が年長君のみのため世辞賣の出陣が思い

非論によくいつてゐる。

をわねの指輪の予算を多くしてくれるので経費しやすい

熱台省は自治会の竹藪による委員会を組織し運営している

を、これを會葬して自傳的置齋をしてゐる

二、後、四月、日、出、所、華、カ、ハ、ク、マ、テ、キ、南、に、よ、し、

情愛を以て之を愛する所を以てして

人々の心を動かす力がある。

第二部 年少労働者の教育に対する組合側の意見

調査方法

調査目的

華英協会对する調査に並行して行われ、組合側が附屬教育施設に対してどの程度関心を持ち、どの

調査項目

昭和二十五年十月

調査対象

華英協会对附屬教育施設をもつところの組合

各種学校

定評調査表

計

報告数

二六ヶ所に對して調査表を配布したにきかゝわり、回収できたのは三九ヶ所、割合一五%にしかあ

らなない

調査結果

六項目の質問に對する回答を概略その間の順を置つて述べてみよう。

一 教育施設に對する組合の態度

又一問

費事業場附屬の教育施設に對して組合側は現にどんな態度をもつて臨んでいるか

回答

一 積極的に協力支持している

二 学園の教育を監視している

三 積極的に支持はしない

四 余り協力してないがする必要があると思ふ

計

三三 (八四・六%)

三 (七・七%)

二 (五・一%)

一 (二・六%)

三九 (一〇〇・〇%)

第一向によつて、組合が教育施設に対してどの程度の協力態度をもつてゐるか調べてみると、以上の回答によつて明らかなようにおろむに協力約である。

回答(1)。積極的に協力、支持してゐるもの。が八四・六である。

具体的にどのような援助をしているか調べてみると、主なものは次のとおりである。

教育委員会に参画して、学校の運営に協力してゐるもの
経営協議会を必要を意見をのべてゐるもの

施設の指定を促進させるよう努力してゐるもの

出納の簡便のため、学季開始前の表彰を行つてゐるもの

学校のバツサを製作して佩用させてゐるもの

組合費から図書購入、課外授業の材料等に経費を出してゐるもの

教育委員会の設置されてゐるところは割合に多い、大体会社側から二名、組合側二名、自治会側二名のよき割合で出納し、学校の企画、進捗等を合議してゐるのであつて、概常により傾向である。

組合費から学校のために出費してゐるところは九割うけられ、どういふ組合は財政豊かな大きい組合ではあつたが、年少者の教育に熱心な組合であつた。

回答(2)。学園の教育を監視してゐる、というのほゞをあり、これは或る意味では協力であり、やはり熱心をもつてゐるものと見てされる。

組合として学校の教育方法が組合員に不利益をもたらしないうちに監視してゐるというもので、利用教育に陥らないように正しい教育があるよう注意してゐるもの等である。

回答(3)。積極的に支持はしない、というのは僅かな一％である。

これは組合として神策場附属の学校に協力的な態度をもつてゐないところ、この中一つは組合経営の学校を副産に持つてゐるところである。

回答(4)。余り協力してゐないがする必要があると思う、というのは、頭柱はしてゐないが、将来は教育審議会を設置し、今後協力しようというところである。

二、組合制の意見、希望

第二問

労竹組合として脱社の教育状態に対する意見又は希望はどうか。

第二回は、労竹組合が事業場附属の教育施設に対して、どの程度関心をもち、どのような希望意見をもち、
ているかしらうであらうので、次にその主なものをあげてみる。

回答、一、教育項目について

労竹法、労竹保身法の西教教育を希望

種多科目をふやし学習時間を充分にしてほしい

社会的教育をしてほしい

附屬問題を教えてほしい

科学的動能教育を入れてほしい

宗教々々の時間を入れてほしい

レクリエーションの時間ほしい

家庭科教育に重点をかりてほしい

自由研究の時間を多くしてほしい

回答、二、施設について

充実した施設をのぞむ

回答、三、教育方式について

パンフレット式教育方法が考慮してほしい

真摯に訓した教育があつてほしい

計画的な教育を望む

学業編が良く休んて進歩がみえやすい

問答 十 教師について

教師の賃金向上を望む
選任権を著しくほしい

問答 五 その値

組合が考慮した以上工場側が認めぬため不可能である

問答 六 希望意見なし

三 生徒に対する特別配慮について

才三問

問答 一 教育を受けている生徒に職場に於いて組合として特別に配慮を配慮へ制えば配慮、労務商等へをしてけるが、
二六（六六・七六）
一三（三三・三六）
三九（一〇〇・一〇）

二 出来るだけ配慮している

計

才三問は、組合として、教育を受けている生徒に対し、職場で何か便宜を図っているかといないかを調べたものである。回答は、配慮していないところ約六七で、何か配慮を行つているところの丁度倍にあたりあまり便宜を図っていないところは多くない。

回答(一)の配慮していない。と答えた中には、組合として特別に配慮の必要がないためしていないところの四ヶ所含まれている。

回答(二)の出来るだけ配慮している。ところは、具体的に何をしているかといえ、

時間外勤務とさせてないようにつとめている

特に希望ある者には配置儀機を行つてける

組合や自治組織の仕事を軽減し、出席率に注意している

その他出来るだけ便宜を図っている

の円熟である。

四、教育指導にあつての組合の協力について

才四回

組合として年少労働者の一面的な教育へ施設を持つてゐる普通教育へ技術教育又は労働意識の指導などに關する教育指導に事業主とどんな協力手段をしいてゐるか

四 答

一、協力して親々の指導を行つてゐる

三五・八九・七〇

二、協力手段はとられていない

三・七・七〇

三、目下検討中を協力する希望あり

一・一・七〇

計

三九・一〇〇・七〇

年少労働者の取組に關して、組合が事業主と協力して指導にあたつてゐるかどうか、才四回により調べたものである。

これは、年少者の普通教育、技術教育、或いは労働教育に組合がどの程度積極的に指導を行つてゐるか、またものであるが、結果としては、幾れり名近くは協力指導して居り、あつたが長い結果であつた。

四 答の一、協力して指導を行つてゐる。ものの内訳を具体的にみると

評議機関を利用して技術教育の指導

一〇

社会科の時間に労働教育を行つてゐる

一〇

教育委員会その他の親戚企画して教育にあたつてゐる

九

労働教育のための組織を必要に応じて作り事業主と協働し

二

て負担し協力してゐる

二

組合として個人生に労働教育を行つてゐる

二

経営的要素をとりあつて労働力に協力してゐる

二

青年労働者の教育

以上でみると一般普通教育にはなづかわつていないが、技術教育、労働教育には、相当能力して指導したつてゐる。

社会科として労働教育を行つてゐるところは、組合總會を社会科の時間に利用させてもらつてゐると、ちや、レクリエーションや幻燈で労働教育を指導してゐるところ等、それぞれ巧みに行われてゐる。

回答(2)の。協力手帳のとられていないところ、否、会社が独自の立廻りやつてゐるのは、組合としては協力手帳をとりたくてもとれないというところだけ所あつた。

五、生徒の教育施設に對する希望

相互問

教育施設に對する生徒の希望又は意見はどうか。

オ五向は個人にきくべきところを指して、組合を通じて大體主な希望をきいたもので、生徒である年少労働者などのような要求をもつてゐるか、概略を次にまとめてみよう。

回答 1 施設について

施設、教室等を準備してほしい

図書室と圖書がほしい

マシン、アイロンをふやしてほしい

家庭実習室や別室がほしい

バレーコートがほしい

運動用具がほしい

冬季修務装置がほしい

回答 2 希望について

時間割をもつと希望してほしい

もつと内容の程度を高くしてほしい。

家庭科教育に重点を置いてほしい

実習や見学を多くしてほしい

社会人としての教育をしてほしい

レクリエーション指導をしてほしい

和裁、呼鉄をやりたい

英語、ソロバンをやりたい

寒日をもつとふやしてほしい

時間、距離を教えてほしい

社会科で防犯教育をしてほしい

組合の講習と学校の時間が重なるようにはしてほしい

回答 三 教職員について

もっと親めしい態度と接遇をもつた先生がほしい

前任教師がほしい

教師も費の向上を図ってほしい

他校の講師も雇えてほしい

回答 四 教育方式について

学習場面を有効適切に利用してほしい

文化的教育方法を向上させてほしい

ラップと大勢の者が長期間教育されたい

試験制度を廃止されたい

教育資料をもつと整理にしてほしい

光熱ある教育を望む

三

五

八

二

七

問答とその趣

學園を卒業したる高等學校卒業の資格を身えてほしい
學園のバツチがほしい

問答 6 意見なし

三 一 七

六 勞働協約に年少勞働者の教育問題がありこんでいるかどうか

第六回

問答 勞働協約中特に年少勞働者の教育に関する事項を網羅しているかどうか、折衷の意向としてはどうか

折衷はありこみたい
折衷を必要なし

一八(四六・三%)

八(二〇・四%)

一二(三〇・七%)

一(二・六%)

2. 協約中にありこんでいる
3. 特に年少者を別扱いせず

附

三九(一〇〇・〇%)

又大同は、勞働協約中に年少勞働者の教育に関して何か定めがあるかどうか、認めたものである。
協約中にありこんでいないものは、現在の六七%にあたり、ありこんでいるところは約三一%を半分にし
あたらぬ。

同様の協約中に年少者の教育に関する項のないところでは、折衷ありこみたいと希望するところ約四六
%、折衷も必要ないと否えたところ約二〇%であるから、折衷は、もう少し協約にありこむところかえ
ると思う。

同様の協約は、すでに協約中にありこんでいるところでは、年少者の教育を重要視しているところである。

具体的に内容は、はつきりしないが、學園入学の自由、或いは學園入学の奨励等がうたつてあるところもある。
又協約にうたつておくとあまり効果がないが、募集要項に記載しておくと、教育施設は募集の際に魅力とな

つて、優秀な職業員が集つてくるというところもあつた。

むすび

。何か強調がしたいのですが、工場が支那側なので、夜學べいけません、という年少者、又は、洋裁を習ひにいつていますが、工場がひけてから、又、遠くへいくのでとても続けまいと諦めた年少者等、或る産業会の席上で以上のようを向學社をもつた年少者達が、切實な解決をしたのを聞いたことがあつた。

どのような年少者に対して、今回調査した事業場の年少者達は、はるかに幸福である、として、ゆきつつ學費を減らさつた勤勞がさる便利の身えられてゐる点では、たとひその数け少くとも、教育の機会均等が實際に行われてゐるといふやう。

。しかしながら、この教育制度の現状にもいろいろ問題は発見された。しかも、これを全国的に拡張して増加させていく上には、困難が多々あると思ふ。それは実態調査の結果にも、学校の希望受入にも、組合側、生徒の希望見にも現れてゐる。その上現在の日本の産業経済基盤や国家財政のことも考慮は尙ほ考へられるのである。とはいへ、年少労働者の現在の生活にも、伸びゆく将来においても、緊急に必要なのは、教育対策の実施である。

まえがきにおいて指適してゐた問題点も解決しなければならぬ。職員の定員もふくめて財政上のゆきずまりも援助しなければならぬ。定時制高校への奨励策もとらねばならぬ。その他教職員の問題、教科内容の問題もある。そしてこれらの問題を解決しつゝ、この種の施設の拡充にも全力をあげて努力しなければならぬ。

以上、調査結果を報告すると共に、今後の対策の要点を点々したのであるが、調査に協力された事業場、組合に感謝すると共に、今後ますます年少労働教育のために協力されるよう願ひする次第である。

事業場附属教育施設調査表

◎ 記入注意

各項の調査欄目については、該当の部への印をつけ、アンケートにある箇所には、その欄上に記入すること。

I 教育施設

1. 学校名 _____
2. 学校の種類 _____ 定員 _____ 定員制 _____ 定員外 _____
3. 所在地 _____
4. 最寄りの高等学校から事業場までの距離 _____ ㎞
5. 開校年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
6. 教育の目的 _____
 技術教育 _____ 普通教育（一般的基礎的なもの） _____
 家庭科 _____ 洋裁科 _____ その他 _____
 7. 学校は法人か _____ 否 _____
 若し法人でない場合は経営主は誰か _____
 8. 税の減免があるか _____ 否 _____
 9. 維持費の内訳（全体の比率） _____
 事業主の負担 _____ 寄付 _____ 生徒負担 _____ その他 _____

II 教育設備

1. 校舎面積 _____ 坪
2. 校舎の位置 _____
 事業場敷地内か _____
 事業場から離れているか、若し離れているとすればどの位の距離圏内にあるか _____ ㎞
3. 生徒数 _____ 名
4. 随堂 _____ 有（面積 _____ 坪） _____ 無 _____
5. 運動場 _____ 有（面積 _____ 坪） _____ 無 _____
6. 図書設備 _____ 有（備付冊数 _____ 冊） _____ 無 _____
 添する場合の利用状況（一ヶ月を期間とする）
 貸出冊数 _____ 冊
 貸出図書の種類別 _____
 利用者の学年別 _____
 生徒利用者、その他の利用者（例へば生徒以外の生徒員等の職員等）に対する比率 _____ %

III 教科設備

1. 教科設備（例へば、印刷、機械、電卓、電扇、扇機、等） _____
2. 一週間の日程（交替制を行っている場合は交替別に別紙を貼付すること。） _____

	月	火	水	木	金	土	合計
平均時間	自 見	自 見	自 見	自 見	自 見	自 見	自 見
教育時間	・	・	・	・	・	・	・
一日の合計	・	・	・	・	・	・	・

3. 特別補強（例えば目は一履又は学期中に一履とみ定期的に日程以外の補強を持つた場合）
 肩（主要内容）

4. 学年の長さ
 学期の区分

第一学期 自 至
 第二学期 自 至
 第三学期 自 至

6. 学校終了の繰出方法
 新増学校卒業證書
 その他

Ⅳ 生徒

1. 在籍者総数
 2. 学年別、性別、学年別数

学年別	第一学年	第二学年	第三学年	第四学年	第五学年	計
男						
女						
計						
15						
16						
17						
18						
19以上						
計						

3. 入学条件
 1. 最低年齢
 2. 最低学年

4. 置換方法
 置換方法
 置換方法
 置換方法

5. 新増舎利用の生徒数
 6. 学 費

校 舎	料 (一学期)	金 生	重 勤 生
舎	費 (一ヶ月)		
食	費 (一ヶ月)		
本	代 (一ヶ月)		
その他の費用	費 (一ヶ月)		

7. 定時刻生徒に支給される基本月給

	第一学年	第二学年	第三学年	第四学年	第五学年
基 本 月 給	円	円	円	円	円
同年令に於ける非生徒に支給する基本月給	円	円	円	円	円

常用労働者に対する平均基本給 _____ 円

8. 生徒は修業後一定期間労働に従事しなければならないか

然 (_____ 年) 否

9. 卒業後、取扱いに於て特別待遇を授けらるか

然、その待遇について 否

V 教 職 員

1. 総 数 _____ 名

専 任 _____ 名 嘱 託 _____ 名

1. 社 員 _____ 名

2. 他 _____ 名

3. 給 料 (一ヶ月平均) _____ 円

増 減 _____ 円

4. 担当時間 (一人一週前) _____ 時間

平均 _____ 時間 最高 _____ 時間 最低 _____ 時間

VI そ の 他

1. 評果の計画

達成率 _____

未達率 _____

理由又は中止する原因があるか

2. 労働基準法の改善者養成制度を採用しているか

有する場合にその制度を記入すること

採

概

3. 労働環境又は財政上の問題、その他に關する意見

4. 教育関係に關する資料、その他参考資料があれば送付されたい。



